

発議第10号

鳥羽市議会基本条例の一部改正について

鳥羽市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 3月24日 提出

令和4年 3月 日

提出者	鳥羽市議会議員	坂倉	広子
賛成者	鳥羽市議会議員	南川	則之
賛成者	鳥羽市議会議員	濱口	正久
賛成者	鳥羽市議会議員	瀬崎	伸一
賛成者	鳥羽市議会議員	片岡	直博
賛成者	鳥羽市議会議員	奥村	敦
賛成者	鳥羽市議会議員	山本	哲也
賛成者	鳥羽市議会議員	中世	古泉
賛成者	鳥羽市議会議員	戸上	健
賛成者	鳥羽市議会議員	浜口	一利
賛成者	鳥羽市議会議員	世古	安秀

提案理由

当初制定から一定期間が経過したことから、本条例の示す市議会のあり方について見直しを行い、今、目指す議会の姿を前文にうたい上げる改正のほか、所要の改正を行いたく本提案とするものである。

## 鳥羽市議会基本条例の一部を改正する条例

鳥羽市議会基本条例（平成22年条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める

「

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条）

第4章 議会及び議員と市長等との関係（第6条—第9条）

第5章 討論の拡大（第10条）

第6章 委員会の活動（第11条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条—第16条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第17条—第19条）

第9章 最高規範性で見直し手続き（第20条—第22条）

附 則

」

前文を次のように改める

鳥羽市議会（以下「議会」という。）は、鳥羽市民（以下「市民」という。）から選挙で選ばれた鳥羽市議会議員（以下「議員」という。）により構成され、同じく市民から選挙で選ばれた鳥羽市長（以下「市長」という。）とともに二元代表制の理念に基づき、鳥羽市の代表機関を構成する。

この2つの代表機関は、二元代表制の趣旨を踏まえ、互いに健全な緊張関係を保持しつつ、競い合い、協力し合いながら鳥羽市として最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会は、市民の代表として、市長等執行機関（以下「市長等」という。）を監視するとともに、合議機関として政策提案等を通じ、市民の多様な意見を市政に反映し、自治体事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を市民に明らかにして、開かれた議会、責任ある議会へと自らを改革していかなければならない。

このような使命を達成するために、我々は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める概括的な規定を遵守するとともに、積極的な情報の公開、監視、調査、政策立案及び立法への機能強化、多様な市民意見の把握と市民参加の推進、議員間の自由かつ達な討議の展開、市長等との持続的緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える活動の整備等について、ここにより良い鳥羽市の姿を市民とともに考え、創造できる議会づくりへ、より一層努めるとともに鳥羽市の発展に寄与していくことを決意し、議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1条中「条例は」の次に「、二元代表制の理念に基づき」を加え、「地域主権時代」を「地方分権時代」に、「議員の活動」を「議員活動」に改め、「実現」の次に「、市民福祉の向上及び地域社会の発展」を加える。

第2条第1項中「議決機関」を「議事機関」に、「及び透明性」を「、透明性及び信頼性」に改め、同条第2項中「市民と一緒にまちづくりの活動に」を「市民とともに鳥羽市の豊かなまちづくりの実現に向けて」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議会は、他市議会等との交流を積極的に努めるものとする。

第3条に次の1項を加える。

4 議員は、議会活動を最優先しなければならない。

第8章中第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第8章を第9章とする。

第18条第2項中「改正に」を「見直しに」に、「十分に活用」を「積極的に活用」に改め、第7章中同条を第19条とする。

第17条第2項中「改正に」を「見直しに」に、「十分に活用」を「積極的に活用」に改め、同条を第7章中第18条とし、第16条を第17条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第15条を第16条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条の見出しを「（適正な予算の確保）」に改め、同条中「適正な議会の活動費を確立するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することが

できる」を「二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するとともに円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする」に改め、第6章中同条を第12条とする。

第6章を第7章とする。

第10条中第2項の「懇談会等」を「場等」に、「行うよう」を「設けるよう」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、積極的に調査、研究等に努めるものとする。

第5章中第10条を第11条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第9条を第10条とする。

第4章を第5章とする。

第8条第2号中「こと」を「重要な計画等」に、「で、次に掲げるもの」を「又は議長が必要と認めるもの」に改め、同号アからカまでを削り、第3章中同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「職員は」の次に「、二元代表制の意義を共に意識し」を加え、第3章中同条を第6条とする。

第3章の章名中「市長等と議会及び議員の関係」を「議会及び議員と市長等の関係」に改め、同章を第4章とする。

第4条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「制度を」の次に「積極的に」を加え、同条第5項中「機会を」の次に「積極的に」を加え、同条第6項中「並びに」を「又は」に改め、第2章中同条を第5条とする。

第2章を第3章とする。

第1章中第3条の次に次の1条を加える。

(災害及び感染症まん延時等の議会対応)

第4条 議会は、災害及び感染症まん延時等においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害及び感染症まん延時等における議会の対応に関しては、別に定める。

第1条の次に次の章名を付する。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。